

近隣説明について

1 はじめに

川西市では、川西市開発行為等指導要綱第10条で「計画の公表」を定めており、付近住民及び利害関係者への説明、協議調整(以下「近隣説明等」という)を求めています。

本資料では、近隣説明等について解説しています。

近隣説明等に対する正しい理解のうえで、事業主は紛争の生じることのないよう誠実な対応をもって、適切かつ円滑に近隣協議を進めていただくことで、より良好な住環境及び都市環境が実現できると考えています。

2 表示板の設置

- (1) 見やすい場所とは、人通りのある道路側に面した場所とし、道路が2以上有る場合は、できる限りそれぞれの道路に表示板を設置すること。
- (2) 表示板は、事前協議前から工事完了まで設置すること。よって、風雨等で容易に破損又は倒壊しない材料・構造とすること。

3 近隣説明等を要する住民等の範囲

- (1) 開発(工事)区域に隣接する土地所有者、建物所有者及び占有者

※「隣接する」には、道路、里道及び水路の対則にある土地建物も含めます。イメージ図を参照してください。

- (2) 管理組合、自治会、水利組合及び生産組合等の利害関係団体

- (3) 自治会と説明範囲を協議し、追加要望を受けた範囲

※本基準は、範囲外は説明しなくても良いといった基準ではありません。範囲外であっても工事の影響(騒音、振動、粉じん等)や工事車両の進入や駐車等で考慮が必要と考えられる範囲は極力説明するようにしてください。

※自治会ごとに取り扱いが異なる場合があります。

※宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土等規制法)の許可が必要となる場合は、別途基準があるため、「宅地造成等の工事における近隣住民への周知ガイドライン」を参照してください。

4 近隣説明等で説明する内容

- (1) 事業計画
 - ・位置(開発(工事)場所)
 - ・事業概要(用途、規模、営業時間)
 - ・新たに設置する公共施設
 - ・連絡先(事業主、代理者、設計者及び施工者)

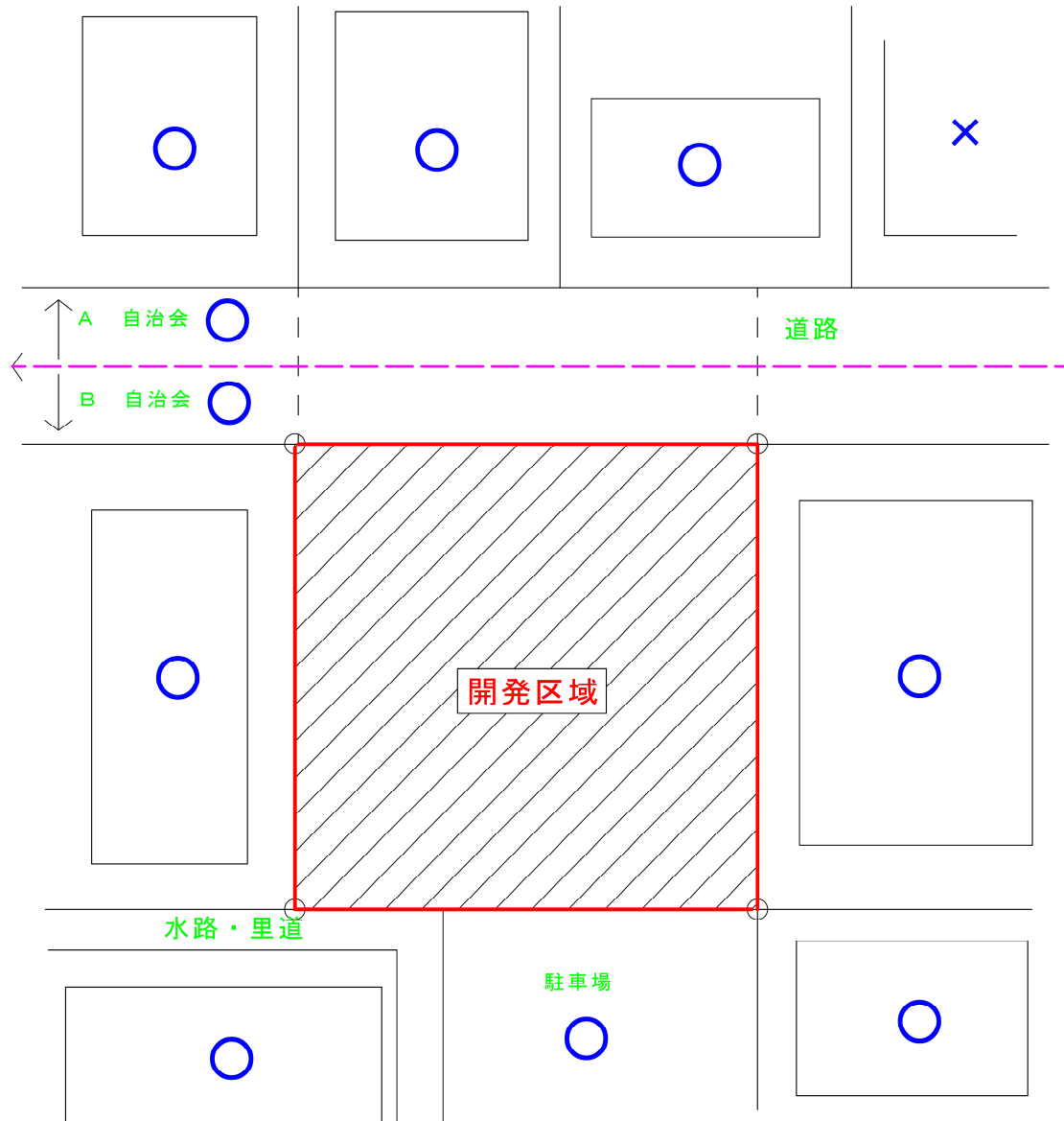
(2) 工事計画

- ・工事概要（建物配置計画、造成計画等）
- ・作業時間
- ・スケジュール
- ・安全管理（ガードマン、工事車両のルート等）

(3) その他

- ・周辺住民に影響を及ぼすおそれがある事項（ごみ置場、日影及び電波障害並びに粉じん、騒音及び振動対策等）

隣接土地所有者等 説明範囲



○ …隣接土地所有者等で説明が必要な範囲

注意

指導要綱に基づく説明範囲外であっても、工事の影響や自治会・近隣住民からの要望から説明範囲を拡大するよう考慮してください。